

7月15日(木) 18:30~

会場：Zoom 及び国労会館大会議室



第 159 定例研究会

誰でも参加できます

Zoom で参加の方は
前日までに連絡ください

コロナ禍での生活保護

報告：松内 是卓 氏（静岡生健会事務局長）

これからの企画

◆第 11 回定期総会記念講演

日時…8月7日(土) 13:00~

場所…あざれあ第1研修室&Zoom

内容…「ジェンダー平等と

セクシャルハラスメント」

報告者：角田由紀子氏（弁護士）

◆第 160 回定例研究会

日時…9月16日(木) 18:30~

場所…国労会館会議室&Zoom

内容…「拡大するプラットフォーム
労働と岐路に立つ労働政治—日韓、
欧米の労働組合動向比較—」

報告者：安周永氏（龍谷大学准教授）

コロナ禍ではっきりした後進国日本

日本の生活保護は、自助・共助から始まりました。預貯金だめ、クルマだめの劣等処遇で、生活保護捕捉率も1,400万世帯中164万世帯と、わずか11.7%しかありません。ドイツの捕捉率が64.6%、スウェーデンの捕捉率が82%であるのと比較すると、いかに日本の捕捉率が低いかがわかります。

生活保護法で決めていることは、国の責任として健康で文化的な暮らしを保障すること、いきさつは問わず無差別平等であること、資産・能力の活用、申請保護や指導は強制ではないこと、8つの扶助として生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭があること等です。静岡市の生活扶助級地は2級地1であり、金額にして単身でおよそ月7万円です。

2013年から生活保護費の引き下げが始まりました。健康で文化的な暮らしは、食べることができるだけの最低生活ではありません。全生連は「貧困からの解放」を掲げて運動しています。

※連絡先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号（静岡県評内）

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp

ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>